

青森市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成二十四年条例第七十七号) の一部改正【第四条関係】

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 多機能型 第三章に規定する生活介護の事業、第四章に規定する自立訓練（機能訓練）の事業、第五章に規定する自立訓練（生活訓練）の事業、第六章に規定する就労移行支援の事業、第七章に規定する就労継続支援A型の事業及び第八章に規定する就労継続支援B型の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援をいう。）の事業_____</p> <p>_____、放課後等デイサービス（<u>同条第三項</u>に規定する放課後等デイサービスをいう。）の事業、居宅訪問型児童発達支援（<u>同条第四項</u>に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業及び保育所等訪問支援（<u>同条第五項</u>に規定する保育所等訪問支援をいう。）の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。</p> <p>2 [略]</p> <p>(療養介護の取扱方針)</p> <p>第十六条 [略]</p> <p><u>2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 多機能型 第三章に規定する生活介護の事業、第四章に規定する自立訓練（機能訓練）の事業、第五章に規定する自立訓練（生活訓練）の事業、第六章に規定する就労移行支援の事業、第七章に規定する就労継続支援A型の事業及び第八章に規定する就労継続支援B型の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援をいう。）の事業、<u>医療型児童発達支援（同条第三項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業</u>、放課後等デイサービス（<u>同条第四項</u>に規定する放課後等デイサービスをいう。）の事業、居宅訪問型児童発達支援（<u>同条第五項</u>に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業及び保育所等訪問支援（<u>同条第六項</u>に規定する保育所等訪問支援をいう。）の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。</p> <p>2 [略]</p> <p>(療養介護の取扱方針)</p> <p>第十六条 [略]</p> <p><u>[新設]</u></p>

改正後	改正前
<p><u>3</u> [略]</p> <p><u>4</u> [略]</p> <p>(療養介護計画の作成等)</p> <p>第十七条 [略]</p> <p>2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）<u>を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ</u>、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</p> <p><u>3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。</u></p> <p><u>4・5</u> [略]</p> <p><u>6</u> サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、<u>当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに</u>、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p> <p><u>7</u> サービス管理責任者は、<u>第五項</u>に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。</p> <p><u>8</u> サービス管理責任者は、療養介護計画を作</p>	<p><u>2</u> [略]</p> <p><u>3</u> [略]</p> <p>(療養介護計画の作成等)</p> <p>第十七条 [略]</p> <p>2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）<u>を行い</u>  <u>_____</u>、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>3・4</u> [略]</p> <p><u>5</u> サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（<u>_____</u>利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し<u>_____</u>  <u>_____</u>、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p> <p><u>6</u> サービス管理責任者は、<u>第四項</u>に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。</p> <p><u>7</u> サービス管理責任者は、療養介護計画を作</p>

改正後	改正前
<p>成したときは、当該療養介護計画を利用者及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）に交付しなければならない。</p>	<p>成したときは、当該療養介護計画を利用者_____に交付しなければならない。</p>
<p>9・10 [略]</p>	<p>8・9 [略]</p>
<p>11 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する療養介護計画の変更について準用する。</p>	<p>10 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する療養介護計画の変更について準用する。</p>
<p>(サービス管理責任者の業務)</p>	<p>(サービス管理責任者の業務)</p>
<p>第十八条 [略]</p>	<p>第十八条 [略]</p>
<p>2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。</p>	<p>[新設]</p>
<p>(職員の配置の基準)</p>	<p>(職員の配置の基準)</p>
<p>第三十八条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p>	<p>第三十八条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p>
<p>一～三 [略]</p>	<p>一～三 [略]</p>
<p>四 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士              (これらの者を確保することが困難な場合にあつては機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に代えて置くことができる日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者をいう。以下同じ。）利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止</p>	<p>四 理学療法士又は作業療法士              (これらの者を確保することが困難な場合にあつては機能訓練指導員（理学療法士又は作業療法士_____に代えて置くことができる日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者をいう。以下同じ。）利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止す</p>

改正後	改正前
<p>するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに当該訓練を行うために必要な数</p> <p>五・六 [略] 2～5 [略]</p> <p>(職場への定着のための支援等の実施)</p> <p>第四十三条の二 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター<u>(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)</u>等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第五十一条 自立訓練(機能訓練)事業者が当該事業を行う事業所(以下「自立訓練(機能訓練)事業所」という。)に置くべき職員及びその員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 <u>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</u> (これらの者を確保することが困難な場合にあつては機能訓練指導員) 自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、一以上</p> <p>四～六 [略] 2～4 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第五十四条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで</p>	<p>るための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに当該訓練を行うために必要な数</p> <p>五・六 [略] 2～5 [略]</p> <p>(職場への定着のための支援等の実施)</p> <p>第四十三条の二 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター_____</p> <p>_____</p> <p>_____等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第五十一条 自立訓練(機能訓練)事業者が当該事業を行う事業所(以下「自立訓練(機能訓練)事業所」という。)に置くべき職員及びその員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 <u>理学療法士又は作業療法士</u> (これらの者を確保することが困難な場合にあつては機能訓練指導員) 自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、一以上</p> <p>四～六まで [略] 2～4 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第五十四条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで</p>

改正後	改正前
<p>、第二十八条から第三十二条の二まで、第三十四条から第三十七条まで、第三十八条第五項、第三十九条、第四十条及び第四十三条の二から第四十八条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第五十四条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第五十四条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第五十四条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第五十四条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十四条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、<u>同条第九項</u>中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「第五十四条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p> <p>（準用）</p> <p>第五十九条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条の二まで、第三十四条から第三十五条まで、第三十八条第五項、第三十九条、第四十条、第四十三条の二から第四十八条まで、第五十二条及び第五十三条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第五十九条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第五十</p>	<p>、第二十八条から第三十二条の二まで、第三十四条から第三十七条まで、第三十八条第五項、第三十九条、第四十条及び第四十三条の二から第四十八条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第五十四条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第五十四条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第五十四条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第五十四条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十四条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、<u>同条第八項</u>中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「第五十四条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p> <p>（準用）</p> <p>第五十九条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条の二まで、第三十四条から第三十五条まで、第三十八条第五項、第三十九条、第四十条、第四十三条の二から第四十八条まで、第五十二条及び第五十三条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第五十九条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第五十</p>

改正後	改正前
<p>九条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第五十九条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第五十九条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十九条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、<u>同条第九項</u>中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「第五十九条において準用する前条」と、第三十九条第二項中「六人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については六人以上、宿泊型自立訓練については十人以上」と読み替えるものとする。</p> <p>（規模）</p> <p><b>第六十条の二 就労移行支援事業者が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。</b></p> <p>（職員の配置の基準）</p> <p><b>第六十二条 就労移行支援事業所</b></p> <p>_____に置くべき職員及びその員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、認定就労移行支援事業所にあつては、第三号の規定は適用しない。</p> <p>一～四 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>（実習の実施）</p> <p><b>第六十三条 [略]</b></p>	<p>九条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第五十九条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第五十九条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十九条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、<u>同条第八項</u>中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「第五十九条において準用する前条」と、第三十九条第二項中「六人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については六人以上、宿泊型自立訓練については十人以上」と読み替えるものとする。</p> <p>[新設]</p> <p>（職員の配置の基準）</p> <p><b>第六十二条 就労移行支援事業者が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）に置くべき職員及びその員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、認定就労移行支援事業所にあつては、第三号の規定は適用しない。</b></p> <p>一～四 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>（実習の実施）</p> <p><b>第六十三条 [略]</b></p>

改正後	改正前
<p>2 就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター _____</p> <p>_____</p> <p>_____及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第六十七条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条の二まで、第三十四条、<b>第三十五条、第三十七条</b>、第三十八条第五項、第三十九条、第四十条、第四十二条、第四十三条、第四十四条から第四十八条まで及び第五十二条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第六十七条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第六十八条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第六十七条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第六十七条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第六十七条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、<b>同条第九項</b>中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「第六十七条において準用する前条」と、_____第三十九条第一項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認</p>	<p>2 就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター <b>(障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)</b>及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第六十七条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条の二まで、第三十四条<b>から第三十七条まで</b>_____、第三十八条第五項、第三十九条、第四十条、第四十二条、第四十三条、第四十四条から第四十八条まで及び第五十二条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第六十七条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第六十八条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第六十七条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第六十七条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第六十七条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、<b>同条第八項</b>中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「第六十七条において準用する前条」と、<b>第三十六条ただし書及び</b>第三十九条第一項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（</p>

改正後	改正前
<p>定就労移行支援事業所を除く。) 」と読み替えるものとする。</p> <p>(規模に関する特例)</p> <p>第八十五条 多機能型事業所(多機能型による生活介護事業所(以下「多機能型生活介護事業所」という。)、自立訓練(機能訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(機能訓練)事業所」という。)、自立訓練(生活訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(生活訓練)事業所」という。)、就労移行支援事業所(以下「多機能型就労移行支援事業所」という。)、就労継続支援A型事業所(以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。))及び就労継続支援B型事業所(以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。)をいう。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型による指定児童発達支援(青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和元年青森市条例第一号。以下「指定通所支援基準条例」という。))に規定する指定児童発達支援をいう。)の事業</p> <hr/> <p>又は指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)の事業(以下これらを「多機能型児童発達支援事業等」という。)を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が二十人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に定める人数とすることができる。</p> <p>一～三 [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>認定就労移行支援事業所を除く。) 」と読み替えるものとする。</p> <p>(規模に関する特例)</p> <p>第八十五条 多機能型事業所(多機能型による生活介護事業所(以下「多機能型生活介護事業所」という。)、自立訓練(機能訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(機能訓練)事業所」という。)、自立訓練(生活訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(生活訓練)事業所」という。))、就労移行支援事業所(以下「多機能型就労移行支援事業所」という。))、就労継続支援A型事業所(以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。))及び就労継続支援B型事業所(以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。)をいう。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型による指定児童発達支援(青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和元年青森市条例第一号。以下「指定通所支援基準条例」という。))に規定する指定児童発達支援をいう。)の事業、<b>指定医療型児童発達支援(指定通所支援基準条例に規定する指定医療型児童発達支援をいう。))の事業</b>又は指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)の事業(以下これらを「多機能型児童発達支援事業等」という。)を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が二十人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に定める人数とすることができる。</p> <p>一～三 [略]</p> <p>2～4 [略]</p>



